

意見書 No.	意見の内容
1	<p>環境は良くないです。</p> <p>2021, 2022 での解体で毎日揺れを感じる中、現実、体調を崩したり、精神的に不安定になっている方もいます。毎日がしんどかったです。</p> <p>高層マンション建設で、圧迫感などを感じながらの生活は今まで以上に体や精神的に不安定になります。</p> <p>また、マンション建設の中で緑地部分は市や法律で決められていると思いますが、緑地部分も少なく、いずれは公園になる場所も小さく狭いです。</p> <p>もっと緑地を増やした方がいいです。</p> <p>静かな住宅地に高層マンションが建つことによって、声も音も反響するので、うるさいと思います。</p> <p>その地域全体を把握した上で進めていく必要がある。</p> <p>市役所内でも連携をとって情報交換をした上でいろいろなことを進めてほしいです。</p> <p>その中で、いい考えや構想があるのではないのでしょうか。</p> <p>必要となる部所と連携（交流）をした方がいいと思います。</p> <p>検討をお願いします。</p>
2-1	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P14》</p> <p>計画地の北側に歩道を拡幅する計画になっているが、ここは周辺地域住民のゴミ置き場があります（計3～4ヶ所）。吹田市と協議の上、歩道拡幅工事後にゴミ置き場の整備の計画も合わせてお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ置き場の移設は困ります（お年寄りの多い地域になるため、各家庭からゴミ出し位置が遠くなると運搬に支障が出ます）。現状からゴミ置き場が大きく変わらないよう計画願います（現在から半径5m以内） ・カラスに荒らされるため、ゴミステーション（写真は一例）の設置などを検討していただきたいです。
2-2	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20》</p> <p>廃棄物処理計画について、残土の抑制について記載ありますが、抑制しても残土は出ると思います。昨今の国内で起きている土砂災害は人災によるものもございますので、残土の廃棄場所についてもよく検討いただき、計画書として明示すべきと存じます。</p>
2-3	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P21》</p> <p>計画地からの入場・退場車両の主要な通行ルートの資料について、以下のコメントについて十分ご検討ください。</p> <p>吹田南小学校の通学路。</p> <p>→交通量増加に伴い、事故の危険性が高い為、信号機の設置を要望。</p> <p>ここ（計画地北側道路）の交通量も絶対増える。</p> <p>※五反島公園に向かう子供や保育園児のメインルート。</p>

	→法定速度の見直し及び、看板などでの注意喚起の設置。
2-4	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P22, 23》</p> <p>「工事用車両の走行時間帯は、原則として8時から18時までの間を予定しているが、大型車両の入場については、8時半以降とする。また、歩行者等の安全を考慮し、出入口前に誘導員を配置する計画である。」と記載ありますが、通学路における工事車両の規制を十分に見直してください。</p> <p>登下校の時間帯は大型車両の通行禁止及び、大型車両以外の車両通行規制を行うよう計画願います。</p> <p>特にこの範囲（吹田南小学校西側、新田公園南側）は小学生の登下校メインルートとなるため、交通規制の検討を十分に行う必要あり。</p>
2-5	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P27》</p> <p>吹田市の人口、世帯数及び人口密度について表を掲載いただいておりますが、年度別に傾向を見るのは吹田市という広い範囲ではなく、計画地の周辺地域（例えば小学校の学区など）における推移を調べ、当計画に伴う人口増加の影響を十分に吸収できるかを評価すべきであると考えます。</p> <p>（意見交換会での意見にもありましたが、吹田南小学校の生徒人数はこれ以上増やせないまでの人数になっているため、これ以上増やせないものと思います。そのことに対し、吹田市はどのように考えているのかを地域住民に示していただきたいです。</p>
2-6	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P28》</p> <p>土地利用における資料をつけていただいておりますが、この数値に対し、どのように評価しているのかをお示してください。（例 現在の人口に対し、学校の占める面積が小さい。計画地竣工後の人口増加にはどのような対策が必要かなどまで記載ないと、資料を掲載しただけになってしまっている）</p>
2-7	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P35》</p> <p>事業計画地周辺における交通量の資料を添付いただいております。以下についてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料が古いように思います。（6～7年前） <p>ここ5年間で計画地周辺にはマンションが数多く建設されたため、変化があったように思います。最新の情報での評価を検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当計画と関係することが予想されるのは、11番（江の木町）と12番（穂並町）と存じます。表に記載の数量が多いのか少ないのかが判断付きません。また、多い場合はどういう対応を取る必要があるのかについても明示する必要があるかと存じます。
2-8	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P41》</p> <p>事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設の資料を添付いただいておりますが、特に配慮を必要とする施設については凡例を変え、対応について十分ご検討いただく必要があるかと存じます。</p>

2-9	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P43～63、P135～150》</p> <p>様々な環境基準について記載ありますが、その基準に対し計画地の周辺地域について測定し、計画前と計画後でどのように変化したか調査するべきであると思います。P135～150にも記載いただいておりますが、それぞれの基準に対し当計画で影響がでそうな項目について抜粋し、影響がでた場合の対応策については着工前に検討した上で、対応策を計画書に明示してください。</p>
2-10	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P48, 55》</p> <p>P48に騒音にかかわる環境基準、P55に工場・事業場にかかわる規制について記載ありますが、地域住民においては、現状からの変化についても敏感になっています。記載の内容だけでなく、特に騒音・振動につきましては着工前の暗騒音・暗振動を測定し、工事期間中及び、計画後の騒音における評価においても明示することを検討ください。</p>
2-11	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P56、P126》</p> <p>建設作業に係る規制について記載ありますが、騒音・振動作業が発生することが事前にわかった際には、地域住民に対しても掲示等で騒音作業をいつ予定しているのか、分かりやすく明示することをお願いいたします。また、解体工事期間中も振動が大きく、戸建て一軒家は工事時間帯は常に揺れを感じておりました。特にキャタピラ車の走行に伴う振動は常時続いておりました（体感的に深度2程度の揺れをずっとです）。新築工事期間中の振動対策については十分ご検討の上での作業をお願いいたします。</p>
2-12	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P57》</p> <p>騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準について添付いただいております。ここに記載の「敷地境界線における音量：85デシベル」は大き過ぎます。当計画における数値の見直しをお願いいたします。また、見直しを行った数値については計画書等で明示の上、リアルタイムで作業時騒音の計測、表示した上で作業を行うようお願いいたします。</p>
2-13	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P60》</p> <p>振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準について添付いただいております。ここに記載の「敷地境界線における振動の大きさ：75デシベル」は大き過ぎます。当計画における数値の見直しをお願いいたします。また、見直しを行った数値については計画書等で明示の上、リアルタイムで作業地振動の計測、表示した上で作業を行うようお願いいたします。</p>
2-14	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P64、P133》</p> <p>電波障害について記載ありますが、携帯電話やテレビについては対策を取ることが定められているかと存じますが、周辺地域へのインターネットなどにおける通信速度の低下の影響も考えられるのではないのでしょうか。事前に調査の上、ご説明いただきたいです。（検討されている対策方法についても合わせてご教示くだ</p>

	さい。)
2-15	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P126》</p> <p>環境取組内容で17場外待機の禁止について実施すると記載あります。こちらは現実問題、実施可能なのでしょうか。入退場の車両を規制することになると思うので、どうしても待機車両は発生してしまうものと思います。</p> <p>工事関連車両の場外待機をさせないのではなく、安全な場所での待機（もちろん待機時間を短くする、待機車両の台数制限などの対策は必要）を吹田市や必要に応じて警察庁との協議の上計画すべきと存じます。</p>
2-16	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P126》</p> <p>環境取組内容で25粉じん飛散防止対策について実施すると記載ありますが、解体工事期間中及び、現在の更地状態についても粉じんの飛散で周辺住民は迷惑している状態です。現状からの粉じん対策を吹田市と検討の上、実施していただきたいです。（着工までの間、更地で放置するのではなく、舗装工事を始めて、舗装しない箇所については養生するなどの対応をご検討願います）</p>
2-17	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P130》</p> <p>環境取組内容で59再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用の中で、太陽光パネルの設置についても検討すると記載ありますが、当計画の影響で北側における周辺地域の大部分に日陰を作ることが想定されます。意見交換会でも太陽光パネルを設置している家屋に影響することが話題に上がっておりました。地域住民への影響することを配慮すれば、このような記載は適切ではないと考えます。いかがでしょうか。未利用エネルギーについては別の内容で検討すべきではないでしょうか。</p>
2-18	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P131》</p> <p>環境取組内容で69動物の生息や生育への配慮について記載あります。記載内容と趣旨がずれますが、当計画の周辺地域は害虫（蚊、ゴキブリなど）や害鳥（カラス）の多い地域となっており、周辺住民は日々悩まされております。当計画に際して一緒に対応してくれると非常にありがたいです。</p> <p>例えば、以下のようなことをご検討いただくと非常にありがたいです。</p> <p>害鳥、害虫対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害鳥（カラス）対策にゴミステーションの設置する。 ・害虫（蚊、ゴキブリ）は当計画地に入居する方たちについても悪いイメージになると思います。対策方法については私では良い提案が浮かみませんが、吹田市と協議の上検討いただく。
2-19	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P132》</p> <p>環境取組内容で81住宅における防音サッシ等の設置について実施すると記載ありますが、その取り組み内容では入居者に限るように読み取れます。</p> <p>地域の生活環境の保全なので、入居者だけが対象ではなく、例えば当計画竣工後に敷地境界線での騒音規定を守れない、あるいは地域住民が騒音で困っている箇</p>

	所があったなどの場合は、周辺地域の住宅においても防音サッシ工事を無償提供する提案を行うなどの対応が該当するのではないのでしょうか。ご検討ください。
2-20	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P132》</p> <p>環境取組内容で83近隣への悪臭及び騒音の配慮について記載ありますが、計画時には以下についてもご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側に電気室設置を検討しているようですが、敷地境界線側に有圧換気扇等を設置しないなどをご検討願います。 ・ゴミ置き場の設置位置、換気の排気方向、脱臭装置の設置についてご検討願います。
3	上記大規模な開発について環境変化影響が懸念されます。今後工事から完成後、新住民の入居含め全体動線流れ変化による周辺環境悪化懸念されますので、環境対策して頂きたいと思えます。
4	<p>南吹田5丁目10当りの四つ辻交差点（下新田交差点）</p> <p>現在南小学校登下校が多い道路で午前8:00～8:30までが危険を感じます。この度の新築マンションの工事は、完成の交通量が増加するので交通対策を考慮願います。</p>

質問書 No.	質問の内容
1	<p>高層マンションの建設は反対です。</p> <p>目の前にある建物に圧迫感、圧力感（西側駐車場は鉄骨造りだと思います）によって精神的ダメージも大きく（不安定になる）会を減らしても（5階、6階に下げても）今の構想図案（図面）では何も変わりません。一生、圧迫感、圧力感を感じて生活するのは、イヤですし、困ります。</p> <p>影になる時間も長いので体にもよくないです。</p> <p>小学校が今もパンク状態にもかかわらず、また待機児童がほぼ0に近い状況の中で、待機児童も増えると予測できるのに、高層マンションの許可をするのは、どうかと思います。</p> <p>まだ戸建なら、精神的にも環境もいろいろなことの負担が少なく、小学校や待機児童のことも対応ができるのではないのでしょうか。</p> <p>戸建の検討をお願いします。</p>
2-1	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, 39》</p> <p>給水計画について、当計画で各段に増加することが予想されます。以下についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水計画について、周辺住民への影響は十分考慮されておりますでしょうか。（引き込みを検討されている本管サイズのキャパシティが守られており、周辺地域への供給量を確保できることは確認できておりますでしょうか） <p>確認、検討内容についてもご提示いただけますでしょうか。</p>
2-2	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, 39》</p> <p>排水計画について、当計画で各段に増加することが予想されます。以下についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水計画については、受け入れられるだけの公共枿及び排水管サイズがあるか確認できていますでしょうか。 ・P39では現状の吹田市の下水の普及状況について記載ありますが、下水本管サイズのキャパシティなど、周辺地域への影響についても確認されているかと存じます。そのあたりについてもご提示いただけますでしょうか。 ・意見交換会でご説明されていた内容では、下水の圧送配管が下水道用地を通ることだったように思います。この圧送される排水は計画地の排水用でしょうか。圧送用のポンプは下水道局が設置するのでしょうか。地域停電が起こった際はどのように対応するのでしょうか。また、ポンプが故障した際の地域住民への影響はないと考えて宜しいのでしょうか。 ・P39の下水道について、「処理人口は増加傾向にあったが、令和2年度に減

	<p>少している」と記載ありますが、373, 736人から376, 695人に増加していないでしょうか。</p>
2-3	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, P124, P131》</p> <p>雨水貯留槽を設置する計画が記載あります。以下について現時点でお答えできる範囲で結構ですので、ご教示いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留槽は雨水利用目的と豪雨時等での緊急貯留の目的の為に設置するということが宜しいでしょうか。 ・豪雨時の緊急貯留を目的として設置する場合はその水槽容量及び、計画地へのどのくらいの雨量を想定して設置するか、設置要領根拠についてもご教示いただけますでしょうか。 ・P124で災害用の飲料水にも使用すると記載ありますが、飲料用に準じた水質基準を満たす水処理は可能なのでしょうか（個人的な意見としましては、飲料用でなくても生活水に利用できれば十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか）。
2-4	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P30》</p> <p>事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況の資料を添付していただいておりますが、以下についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側敷地境界線上での規制は第一種住居地域として評価するということが宜しいでしょうか。 ・当計画竣工後は敷地内全てを第一種住居地域になるべきではないでしょうか。 ・南吹田4丁目の戸建てが密集している地域についても第一種住居地域に変更するべきではないでしょうか（ゴルフ場が解体され、集合住宅が設置されるため）。
2-5	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P48, 55》</p> <p>P48には騒音に係る環境基準、P55には工場・事業場に係わる規制について記載あります。当計画においては、P48とP55のどちらで評価するのかがご教示ください。</p>
2-6	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P62, P73》</p> <p>P62に記載の悪臭について、臭気指数10というのは工事期間中も適用されるのでしょうか。ご教示ください。また、P73の吹田市の目標値には「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」とありますが、この目標値は臭気指数10よりも厳しい値ということで宜しいでしょうか。</p>